

# 消費税の届け出はお済みですか？

## 【新たに課税事業者となる方】

個人事業者の方で、新たに課税事業者（消費税の申告・納付が必要な方）となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書（基準期間用）」を提出する必要がある。

## 【簡易課税制度の選択】

基準期間における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。

平成31年分から簡易課税制度を適用して申告する方は、平成30年12月31日までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

※簡易課税制度とは、課税期間における課税売上げに係る消費税額に、事業区分に応じた「みなし仕入率」を掛けて計算した金額を課税仕入れなどにかかる消費税額とみなして、納付する消費税額を計算する制度です。

※簡易課税制度を選択された方は、事業を廃止した場合を除き、2年間で継続した後でなければ選択をやめ

ることはできません。なお、選択をやめる場合には、やめようとする課税期間の開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります。

## 【注意事項】

・課税事業者の方は、消費税法に基づく帳簿の記載が必要です。

・一般課税で申告される方（簡易課税制度の適用を受けない方）は、課税仕入れなどの事実を記録した帳簿および請求書等の両方の保存がない場合、仕入税額控除の適用を受けることができません。

## 【問い合わせ先】

八雲税務署  
☎0137-63-2148



## ワインのラベル表示ルールが平成30年10月30日から変更になりました

10月30日から、国産ぶどうのみを原料として国内で製造したワインを「日本ワイン」として表示するルールが始まり、ラベルの表示から日本ワインであることが分かるようになります。

## 【日本ワインの表示】

日本ワインとは、国内で収穫されたぶどうのみを原料として、国内で製造されたワインです。一括表示欄を見れば、日本ワインであることがすぐに分かるようになります。

## 【日本ワイン以外のワインの表示】

・日本ワイン以外の国内で製造されたワインで、濃縮ぶどう果汁を原料としたものや輸入ワインを原料としたものなどがあります。  
・海外から輸入されたワイン一括表示欄に必ず原産国名が表示されることとなります。

## 【問い合わせ先】

八雲税務署  
☎0137-63-2148

## 所得税および復興特別所得税の予定納税（第2期分）の納税をお忘れなく

【納期】11月1日（木）～30日（金）

## 予定納税とは

前年分の所得税および復興特別所得税の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月（第1期分）と11月（第2期分）に納めることとなります。

## 納税する額

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「平成30年分所得税および復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された第2期分の金額が納税する額です。

## 予定納税の減額申請

廃業、休業または業況不振などの理由により、10月31日（水）の現況による平成30年分

の「申告納税見積額（年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額）」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合などは、予定納税の減額申請をすることができます。

第2期分の予定納税の減額申請をする場合は、11月15日（木）までに「予定納税額の減額申請書」に必要事項を記載した上、所轄税務署に提出してください。

なお、税務署では、その申請について承認、一部承認または却下のいずれかを決定し、その結果を書面でお知らせします。

## 【問い合わせ先】

八雲税務署  
☎0137-63-2148